

議案第 8 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大口町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補

償年金等については、なお従前の例による。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に</u>該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p>

新				旧			
<u>(1)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>(2)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 <u>(3)</u> 60歳以上の父母及び祖父母 <u>(4)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 <u>(5)</u> 重度心身障害者 4 略 別表（第5条関係） 補償基礎額表				<u>(2)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>(3)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 <u>(4)</u> 60歳以上の父母及び祖父母 <u>(5)</u> 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 <u>(6)</u> 重度心身障害者 4 略 別表（第5条関係） 補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円
備考 1・2 略				備考 1・2 略			

改正要旨

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっています。

この度、最近における社会経済情勢に鑑み、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うため、基準政令が令和8年4月1日に改正されます。これに伴い、大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号。以下「公務災害補償条例」という。）の一部を改正するものです。

2 改正の概要

公務災害補償条例に規定している、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額及び消防作業従事者等に係る補償基礎額について、金額の改定を行います。また、扶養に係る補償基礎額の加算額について、金額の改定を行います。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。